

制定 平成29年7月10日  
改定 平成30年3月31日  
令和3年7月1日

## アドベンチャークラブ札幌 運営規定

この運営規定は、アドベンチャークラブ札幌の運営内容を定める規定とする。

(名称及び所在地)

第1条 名称は、「アドベンチャークラブ札幌」といい、札幌市中央区南2条東2丁目7-3ビルセススクエア大通2階に所在する。

(事業の目的)

第2条 アドベンチャークラブ札幌は、児童福祉法(昭和22年 法律第164号)第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条

1 アドベンチャークラブ札幌は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

2 アドベンチャークラブ札幌は、利用者の人権に十分配慮し放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

3 アドベンチャークラブ札幌は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 アドベンチャークラブ札幌は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、アドベンチャークラブ札幌が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 アドベンチャークラブ札幌は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

6 放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 前6項のほか、アドベンチャークラブ札幌は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」、「放課後児童クラブ運営指針(平成27年厚労省日雇児発0331代34号)」及び「札幌市児童福祉法施行条例第3章の2に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年4月1日)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(職員の職種、員数及び役割)

第4条

事業所における職員の種類、員数及び役割は、次のとおりとする。

(1)通常平日の職員の配置数 放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれにかえることができる。

(2)利用者が20人未満の開所時の職員の配置数 放課後児童支援員2人とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれにかえることができる。

### (3)職員の役割

①一人ひとりの子どもの状況を把握する ②子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる ③本学童保育所で過ごす上で必要な基本的な生活習慣を習得することを援助する ④遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す ⑤危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく ⑥保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える ⑦地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする ⑧学校や地域、その他関係機関との連携を深める

### (4)職員の職務

①日々の学童保育の活動を日誌に記載すること ②会費の納入状況を点検すること ③学童保育所安全点検・衛生点検表を確認すること ④緊急時の連絡調整に関すること ⑤学童保育所の安全・衛生を維持する諸活動の実施すること ⑥その他当該学童保育所の日常的な運営を統括すること ⑦児童の育成支援計画を策定すること ⑧行事を計画し実施すること ⑨学童保育に関する教育、研修の計画的な実施すること

## (開所日及び保育時間)

### 第5条

事業所の開所日及び保育時間は、次のとおりとする。

#### (1)開所日

土曜日(年間に定めた所定日以外)及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びお盆(4日間)、年末年始(6日間)を除く日

#### (2)保育時間

ア. 小学校の授業日:放課後から20時まで

イ. 小学校の授業の休業日:9時から17時まで

また、台風、大雪などの天災による臨時休校日、インフルエンザなどの感染症による学級閉鎖のときなど、特に 必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日 に開所、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

## (支援の内容)

### 第6条

事業所で行う支援の内容は、「放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年厚労省 日雇児発 0331 代 34 号)」第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容とする。

## (利用者の保護者が支払うべき額等)

### 第7条

1 保育諸料金額は、次の掲げる額とする。

(1)入所金 0円

#### (2)保育料

①週5日会員:20000円

②週3日会員:15000円

③1日利用会員:2000円

※おやつ代・教材費等込み

※その他、地域イベント等、特別プログラム実施には別途徴収有り

### (3) 傷害保険料(年額)0円

活動中の事故、学校からの来所及び自宅への帰宅途中等での事故に備え、傷害保険に加入するものとする。

1 負担金額: 児童1名につき年額0円※負担額金額は利用料に含まれる。

2 補償金額: 死亡、後遺障害 200万円、  
入院(1日につき)2,000円、通院(1日につき)1,000円

③補償範囲: 当クラブで活動中の事故、および学校から当クラブまで来所、及び当クラブから自宅までの往復中での事故

2 前項に規定する保育所料金額の他、遠足等の行事の交通費や食費などの実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し行事の内容及び費用について説明を行い保護者の同意を得るものとする。

### (通常の事業の実施地域)

#### 第8条

アドベンチャークラブ札幌の通常の事業の実施地域は、札幌市立中央小学校区とする。

### (児童の定員)

#### 第9条

支援の単位の定員は最大25人とする。

### (入所手続きと入所)

#### 第10条

入所手続きと保育の開始は、下記による。

- 1 保護者から、入所申し込みを受付ける。
- 2 受領した入所申し込み書の内容確認や入所開始日、その他を職員が保護者と打ち合わせる。
- 3 保育料などの請求手続きを行い、受領する。
- 4 職員は、名札等、その他の受け入れ準備を行う。
- 5 入所開始日から学童保育所で預かり開始する。

### (事業の利用に当たっての留意事項)

#### 第11条

保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

(1) 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

(2) 感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、アドベンチャークラブ札幌は利用者に対して登所を禁止することができる。

### (緊急時等における対応方法)

#### 第12条

アドベンチャークラブ札幌は、放課後児童クラブ運営指針第6章に定める「施設及び設備、衛生管理及び安全対策」に従い、事故やケガの防止と対応、衛生管理、防災・防犯対策、来所・帰宅時の安全確保、緊急時における対応を行う。万一、児童に事故やケガが発生した場合は速やかに保護者の緊急連絡先に連絡すると共に、適切な対処を施すこととする。

### (非常災害対策)

### 第13条

非常災害発生時は、アドベンチャークラブ札幌危機管理マニュアルの定めに従い行動する。また、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

(苦情解決)

### 第14条

1. アドベンチャークラブ札幌は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口は、指導員がこの任に当たる。
2. アドベンチャークラブ札幌は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
3. アドベンチャークラブ札幌は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(秘密保持等)

### 第15条

1. 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. アドベンチャークラブ札幌は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

### 第16条

アドベンチャークラブ札幌及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

### 第17条

1. アドベンチャークラブ札幌は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。
2. アドベンチャークラブ札幌は、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

附則 この規定は、平成29年7月25日より実施する。  
本改訂版は令和3年7月1日から施行する。